

令和4年白浜町議会第1回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 令和4年2月24日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場
議場において9時55分開会した。

1. 開 議 令和4年2月24日 9時56分

1. 閉 議 令和4年2月24日 10時41分

1. 閉 会 令和4年2月24日 10時41分

1. 議員定数 14名 欠員 1名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	廣畑	敏雄	4番	西尾	智朗
5番	正木	秀男	6番	南	勝弥
7番	小森	一典	8番		
9番	辻	成紀	10番	松田	剛治
11番	溝口	耕太郎	12番	長野	莊一
13番	堅田	府利	14番	水上	久美子

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 濱口 伊佐夫 事務主任 鈴木 保典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	豊 田	昭 裕			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	石 田	健
総務課長	愛 須	康 徳	税 務 課 長	岩 城	祐 朗

民生課長	中本敏也	住民保健課長	泉芳明
生活環境課長	廣畑康雄	観光課長	寺脇孝男
建設課長	玉置康仁	上下水道課長	清水寿重
地域防災課長	木村晋	会計管理者	玉置孔一
消防長	久保道典		
教育委員会			
教育次長	榎本崇広	総務課副課長	山口和哉

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第3号 | 白浜町事務所及び出張所の設置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議案第4号 | 白浜町高齢者活動促進施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第5号 | 白浜町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第6号 | 白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第7号 | 白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第8号 | 白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第9号 | 白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第10号 | 白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第11号 | 白浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第12号 | 白浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第13号 | 白浜町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第14号 | 白浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第15号 | 白浜町附属機関設置条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第16号 | 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第10号）議定について |
| 日程第15 | 議案第17号 | 令和3年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）議定について |
| 日程第16 | 議案第28号 | 白浜町の辺地（川添辺地）に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について |
| 日程第17 | 議案第29号 | 白浜町の辺地（椿辺地）に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |

- 日程第18 議案第30号 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第11号）議定について
- 日程第19 議案第18号 令和4年度白浜町一般会計予算議定について
（委員会審査報告）
- 日程第20 議案第19号 令和4年度白浜町国民健康保険事業特別会計予算議定について
（委員会審査報告）
- 日程第21 議案第20号 令和4年度白浜町後期高齢者医療特別会計予算議定について
（委員会審査報告）
- 日程第22 議案第21号 令和4年度白浜町介護保険特別会計予算議定について
（委員会審査報告）
- 日程第23 議案第22号 令和4年度白浜町土地取得特別会計予算議定について
（委員会審査報告）
- 日程第24 議案第23号 令和4年度白浜町簡易水道事業特別会計予算議定について
（委員会審査報告）
- 日程第25 議案第24号 令和4年度白浜町農業集落排水事業特別会計予算議定について
（委員会審査報告）
- 日程第26 議案第25号 令和4年度白浜町下水道事業特別会計予算議定について
（委員会審査報告）
- 日程第27 議案第26号 令和4年度白浜町水道事業特別会計予算議定について
（委員会審査報告）
- 日程第28 議案第27号 令和4年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算の提出について
（委員会審査報告）
- 日程第29 議員定数等検討特別委員会報告について
- 日程第30 発委第3号 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会）
- 日程第31 発委第4号 閉会中の継続審査申出書（議員定数等検討特別委員会）

1. 会議に付した事件

日程第1から日程第31

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和4年第1回定例会3日目を開会します。

開議に先立ち、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程はお手元に配布しております。

予算審査特別委員長からの付託案件について審査結果報告書が提出されていますので、配布しております。

議員定数等検討特別委員長から委員会報告書が提出されていますので、配布しております。

本日、議会閉会后に議員懇談会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 議案第3号 白浜町事務所及び出張所の設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第1 議案第3号 白浜町事務所及び出張所の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決いたします。お諮りします。

議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

(2) 日程第2 議案第4号 白浜町高齢者活動促進施設条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第2 議案第4号 白浜町高齢者活動促進施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

(3) 日程第3 議案第5号 白浜町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第3 議案第5号 白浜町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

(4) 日程第4 議案第6号 白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第4 議案第6号 白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

(5) 日程第5 議案第7号 白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第5 議案第7号 白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

(6) 日程第6 議案第8号 白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第6 議案第8号 白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

(7) 日程第7 議案第9号 白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第7 議案第9号 白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第9号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

(8) 日程第8 議案第10号 白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第8 議案第10号 白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第10号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

(9) 日程第9 議案第11号 白浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第9 議案第11号 白浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第11号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

(10) 日程第10 議案第12号 白浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第10 議案第12号 白浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第12号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

(11) 日程第11 議案第13号 白浜町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第11 議案第13号 白浜町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

3番 廣畑君

○3 番

確か説明のときにお聞きしたと思うんですが、また元に戻すというふうなことでよろしい

ですか。

○議 長
番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

ただいま廣畑議員からご質問いただきました。質問のとおり元に戻すということで、ただこの議案にも書かせていただいているとおり、町長の任期が令和6年5月12日までですので、その間は減額のままということで、条例の金額だけを元の72万円、副町長の60万円、教育長の場合55万円に戻すということで、減額のまま任期までは支給するということがあります。

以上です。

○議 長
ほかに、質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。
3番 廣畑君（登壇）

○3 番
この条例に反対をいたします。今の時期に値上げは2年後というふうなことでありますけれども、この今の経済的な困窮家庭があったり、このような時期に町長給与を値上げするというふうなことは元に戻すとはいえ、町民の気分や感情に合致しないというふうなことだと私は考えます。よって、この条例については反対をいたします。

○議 長
反対の討論がございましたので、次に賛成討論があれば許可いたします。
(省略の声あり)

○議 長
討論を終結します。採決します。
反対討論がありましたので、起立によって採決します。
お諮りします。
議案第13号について原案に賛成の方は起立願います。
(起立多数)

○議 長
起立多数であります。
したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

(12) 日程第12 議案第14号 白浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第12 議案第14号 白浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

○議 長

3番 廣畑君(登壇)

○3 番

今のコロナ禍の中、人事院勧告などに準じての県の改定もある中でありますけれども、困難な中で一生懸命働いている職員の皆さんの給料を下げることは反対であります。

○議 長

反対討論がございました。

次に賛成討論を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

(省略の声あり)

○議 長

討論を終結します。お諮りします。

これより、議案第14号について採決いたします。

議案第14号について、原案に賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

(13) 日程第13 議案第15号 白浜町附属機関設置条例の制定について

○議 長

日程第13 議案第15号 白浜町附属機関設置条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第15号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

(14) 日程第14 議案第16号 令和3年度白浜町一般会計補正予算(第10号) 議定
について

○議 長

日程第14 議案第16号 令和3年度白浜町一般会計補正予算(第10号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第16号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

(15) 日程第15 議案第17号 令和3年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第4号) 議定について

○議 長

日程第15 議案第17号 令和3年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第17号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

(16) 日程第16 議案第28号 白浜町の辺地(川添辺地)に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

○議 長

日程第16 議案第28号 白浜町の辺地(川添辺地)に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第28号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

(17) 日程第17 議案第29号 白浜町の辺地(椿辺地)に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議 長

日程第17 議案第29号 白浜町の辺地（椿辺地）に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第29号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

（18）日程第18 議案第30号 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第11号）議定について

○議 長

日程第18 議案第30号 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第11号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第30号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

- (19) 日程第19 議案第18号 令和4年度白浜町一般会計予算議定について
(委員会審査報告)
- 日程第20 議案第19号 令和4年度白浜町国民健康保険事業特別会計予算議定
について
(委員会審査報告)
- 日程第21 議案第20号 令和4年度白浜町後期高齢者医療特別会計予算議定に
ついて
(委員会審査報告)
- 日程第22 議案第21号 令和4年度白浜町介護保険特別会計予算議定について
(委員会審査報告)
- 日程第23 議案第22号 令和4年度白浜町土地取得特別会計予算議定について
(委員会審査報告)
- 日程第24 議案第23号 令和4年度白浜町簡易水道事業特別会計予算議定につ
いて
(委員会審査報告)
- 日程第25 議案第24号 令和4年度白浜町農業集落排水事業特別会計予算議定
について
(委員会審査報告)
- 日程第26 議案第25号 令和4年度白浜町下水道事業特別会計予算議定につい
て
(委員会審査報告)
- 日程第27 議案第26号 令和4年度白浜町水道事業特別会計予算議定について
(委員会審査報告)
- 日程第28 議案第27号 令和4年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算
の提出について
(委員会審査報告)

○議 長

日程第19 議案第18号 令和4年度白浜町一般会計予算議定についてから日程第28
議案第27号 令和4年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算の提出についてまでの
10件を一括議題といたしますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第27号までの10件を一括議題といたします。

それでは、本案に対する委員長報告を求めます。

5番 予算審査特別委員長 正木君(登壇)

○5 番

ただいま議題となりました議案第18号 令和4年度白浜町一般会計予算議定についての
ほか9議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果をご報告申し上
げます。

議案第18号から議案第27号までの議案につきましては、去る2月8日に当予算審査特
別委員会に付託されたところでございます。

そして、2月18日、2月21日の2日間で、議案第18号 令和4年度白浜町一般会計
予算議定について担当課の説明を受けました。また、2月22日には、議案第19号 令和
4年度白浜町国民健康保険事業特別会計予算議定についてから議案第27号までの各特別会

計と白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算について審査を行いました。

その結果、議案第18号 令和4年度白浜町一般会計予算議定については、南委員ほか1名から、款6農林水産業費、項3水産業費、目2水産業振興費、節12委託料 1,203万5千円のうち駐車場管理等業務委託料 400万円の減額修正案及び同じく目3漁港管理費、節12委託料 820万円のうち漁港管理委託料 720万円を減額する修正案が提出されました。

この修正案については、起立採決の結果、起立少数により否決されました。原案については、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号及び議案第20号については、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議案第21号から議案第26号までの議案6件については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議案第27号 令和4年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算の提出についても原案のとおり全会一致により承認すべきものと決しました。

各議案審査の過程においては、質疑、提言は広範囲にわたりました。

歳入については、町税等、全体としては新型コロナウイルス感染症等関連の税の特例措置の終了により増加が見込まれています。また、構成割合についても町税及び寄附金の増収が見込まれており、歳入全体の自主財源の比率は前年度より増加しています。

次に、歳出については構成割合から見ると義務的経費は減少していますが、性質別に見ると依然として義務的経費における依存財源率は高く、中長期的な健全で安定的な財政基盤の構築が求められています。

このように町財政は厳しい状況ではありますが、各課において予算執行にあたっては創意工夫をし、検証を図りながら取り組まれないと思うところでもあります。

そうした中、各委員より予算審議の着眼点や決算審査の審議も参考に、大所高所からの質問や提言があったところでもあります。

当局におかれましては、新年度の予算執行について委員会において議決を得たことの重みをしっかりと受け止めていただき、予定事業の推進にあたっていただくことを強く要望して、委員会審査の経過及び結果についての委員長報告といたします。

終わりにあたり、委員会運営にご協力を頂きました副委員長、そして、ご審議を賜りました各委員の皆様には感謝の意を表しまして報告を終わります。

○議 長

委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

それでは、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第18号 令和4年度白浜町一般会計予算議定について討論を行います。

討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第18号は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号 令和4年度白浜町国民健康保険事業特別会計予算議定について討論を行います。

討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第19号は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号 令和4年度白浜町後期高齢者医療特別会計予算議定について討論を行います。

討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第20号は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号 令和4年度白浜町介護保険特別会計予算議定について討論を行います。

討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第21号は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号 令和4年度白浜町土地取得特別会計予算議定について討論を行います。

討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第22号は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号 令和4年度白浜町簡易水道事業特別会計予算議定について討論を行います。

討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第23号は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号 令和4年度白浜町農業集落排水事業特別会計予算議定について討論を行います。

討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第24号は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号 令和4年度白浜町下水道事業特別会計予算議定について討論を行います。

討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第25号は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号 令和4年度白浜町水道事業特別会計予算議定について討論を行います。

討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第26号は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号 令和4年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算の提出について討論を行います。

討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は承認すべきものです。

議案第27号は委員長報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は委員長報告のとおり承認されました。

(20) 日程第29 議員定数等検討特別委員会報告について

○議 長

日程第29 議員定数等検討特別委員会報告についてを議題といたします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 濱口君

○番 外(事務局長)

委員会報告書を朗読した。

○議 長

本案に対する委員長報告を求めます。

2番 議員定数等検討特別委員長 楠本君（登壇）

○2 番

委員長報告を行います。

ただいま議題となりました議員定数等検討特別委員会報告書の審査経過と結果につきましてご報告申し上げます。皆さんのお手元に委員会報告書をお配りしていますので、ご参照いただければと思います。

本委員会では、当町議会の現状や課題から議員定数をはじめ、議会活性化について、議会の主体性において検討することを目的に令和2年6月24日に設置されたところであります。設置以来約1年半にわたり本委員会を18回開催し、付託のあった件について慎重に検討を行ってまいりました。

本委員会では、検討項目について次期一般選挙に反映することを念頭に置き、議員定数をはじめ、政務活動費、議会活性化等に関する件について審議を進めることといたしました。

1つ目の議員定数、そして、2つ目の政務活動費については、既に委員会で報告済みでありますのでその結果についてのみ再度報告いたします。

1つ目の議員定数については、減員することに反対の意見もありましたが、採決の結果、議員定数を2名削減することに決定いたしました。

2つ目の政務活動費については、交付方法を一括精算後払いに改め、交付額については現状どおりとしましたが、さらなる使途の透明性向上に向け、引き続き協議を行っていくことといたしました。

3つ目に本委員会において協議を行ったのは、議会活性化に関する事項で、議会申合せ事項により定めている各委員会構成の見直しであります。

議員定数を削減することに伴いまして、定数削減後の各委員会の人数や委員の選出方法、委員長の在り方について協議を行い、報告書の記載どおりに決定いたしました。

また、4つ目として議会活性化に関する事項として、議選監査委員の在り方についても検討を重ねてまいりました。

委員からは、「議員としての資質アップにつながるなど議選監査委員を存続すべきである」との意見がある一方で、「会計監査においては監査制度の専門性を高め独立していくことが望ましい」といった意見や、「議会は執行機関の監視機能に特化していくべきである」との意見もあり、委員会の中でも存続、廃止で意見が分かれることとなりました。

本件、議選監査委員の存廃に係る協議に至った経緯には、地方自治法の改正により議選監査委員の選任の義務付けが緩和された経過もございますが、存続、廃止を求める委員の意見それぞれに理があり、委員長としては、この項目に関してもっと慎重に検討すべきであり、次の新議会で慎重に検討をするという判断に至ったところでございます。

5つ目としては、委員会では、全国町村議会議長会において標準町村議会会議規則の一部改正が行われ、議会への欠席事由が具体的な要件になったことを受け、長期欠席議員等に係る議員報酬の在り方について検討を開始しました。長期欠席の事由や期間、届出方法、また、長期欠席に伴う議員報酬の減額可否について議論を重ね、まず、長期欠席議員等に係る議員報酬について、条例を制定するかどうか採決を行う必要があるとの結論に至り、採決の結果、全会一致で条例を制定することに決定いたしました。

その後は、他市町の事例も参考にしながら、条例の内容について協議を行い、令和3年第4回定例会において「白浜町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」を上程し、全会一致で可決されたところであります。

限られた時間ではありましたが、本委員会では、以上の5項目について審議を行ってまいりました。審議の中では、一つひとつの事案に対して委員全員が真摯に向き合い、積極的に意見、議論が交わされるなど、地方自治体を取り巻く環境の変化に合わせ、委員一人ひとりが議員の果たすべき役割や責務について考え、最大限努力されてきたものと考えております。

そして、町民に信頼される議会となるため、これからの議会の在り方や課題について、今後も慎重に協議を行っていかねばならないと、思いを新たにしたところであります。

いずれにいたしましても、議員定数等検討特別委員会で議論されたことが、次の新議会でも受け継がれ、白浜町議会のさらなる活性化の一助となることを願いまして、本件報告書を取りまとめさせていただきました。

最後になりますが、委員会開催にあたり、副委員長をはじめ、委員各位には並々ならぬご尽力をいただき、また、鋭意にご審議を賜りましたこと改めまして厚くお礼申し上げます。

以上、議員定数等検討特別委員会委員長報告とさせていただきます。

議員各位のご承認をよろしくお願いいたします。

以上で委員長報告を終わります。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議員定数等検討特別委員会報告について、了承することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり了承されました。

(21) 日程第30 発委第3号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会)

日程第31 発委第4号 閉会中の継続審査申出書 (議員定数等検討特別委員会)

○議 長

日程第30 発委第3号 閉会中の継続調査申出書、日程第31 発委第4号 閉会中の

継続審査申出書を一括議題とします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することに決定しました。

これをもって、令和4年第1回定例会に付議された事件は、すべて終了いたしました。

閉会にあたり、町長から挨拶の申し出がありますので、この際これを許可します。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外(町 長)

閉会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。

2月8日に第1回定例会を召集させていただいてから本日まで、議員各位には精力的にご審議を賜り、誠にありがとうございました。

令和4年度の当初予算をはじめ、新年度における町政の重要な案件につきまして、真摯なご審議を尽くしていただくとともに、町政全般への貴重なご意見やご提言をいただいたところであります。

議員各位からいただきましたご意見やご提言を十分に踏まえながら、事務事業等の遂行に職員共々全力を尽くしてまいる所存でございます。

また、今期をもちましてご勇退なされます議員におかれましては、町政の伸展に永年にわたりご尽力を賜りましたことに対しまして、町民を代表しまして、心から感謝と敬意を申し上げます。

最後に、今後とも議員各位のご指導、ご支援のほどよろしくお願いを申し上げまして簡単ではございますが、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長

挨拶が終わりました。

私のほうからも少しご挨拶申し上げたいと思います。

今期をもって勇退される議員も何人かおられますけれども、本当に長い間白浜町の発展、さらには議会の発展にご尽力賜りましたこと本当に厚く御礼申し上げます。本当にご苦労さまでございました。

また、今回、来る3月15日の告示に向けて新たに挑戦をしようとしている議員の皆様にもご無理のないように再選を目指し、限りない力を尽くしていただきますように心から併せてお願い申し上げます。

また、この度、当局のほうでも退職される方が何人かございますけれども、本当に行政事務、およそ40年という長い事務経験を積んでこられた皆様方でございますゆえに、さらに退職をした後におきましても町政の発展、地域に戻りましてもしっかり皆様方に愛されながら、地域の発展のためにさらなる経験を活かしていただければ幸いです。

顧みますと、合併したときには20人議員がいました。本当に、僅か16年の歳月が流

れる中で議会は皆様方の熱心なご尽力と改革の意欲をもちまして、8人議員を減らして、定数12人でこの地域の皆様方の意見を結集していこうという思いで、2万人の人口をもちながらにおいても、さらに地域の定数とは、先んじく、そういう定数の枠組みをつくっていただきました。

これからの議員の12名の皆様にかかる責任は今まで以上に、私は重くのしかかってくるものだろうと思いますけれども、最先端の技術と情報収集をきっちりと議員それぞれが覚悟をもって取り組みながら、住民の幸せのためにご尽力を頂きたいと思います。

さて、私この4年間議長として拙い司会進行役をさせていただきましたけれども、失言もあり、そしてまた、皆さんにはご理解いただけなかったこともかくあったかと思いたすけれども、本当に皆様にはご理解とご支援と、このような男ではございますけれども、頂きましたことをここに改めて感謝と御礼を申し上げます。

どうか皆様、健康には十分注意をしていただきまして、町の発展のためにさらにご尽力を賜りますことを心からお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本当に皆さん、ありがとうございました。

○議長

お諮りします。

本定例会の会期は、2月28日までとなっておりますが、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、白浜町議会令和4年第1回定例会は、本日をもって閉会いたします。

議長 西尾 智朗は、10時41分閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和4年2月24日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員